

生活保護法による介護扶助の運営要領について

(平成12年3月31日 社援第825号厚生省社会・援護局長通知) - 抜粋 -

2 関係機関等との連携

介護扶助の円滑かつ適切な実施については、保護の実施機関や被保護者はもとより、都道府県の介護保険担当部局、都道府県・市町村の自立支援給付等担当部局、市町村、指定介護機関、国保健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)、民生委員、介護支援専門員(ケアマネージャー)等の関係機関が、この制度趣旨を十分に理解して事務を実施することが、その目的を達成するために不可欠であるので、関係機関等との密接な連携を図り、その協力が得られる体制を確保すること。

(1)指定介護機関

指定介護機関に対し、指定介護機関介護担当規程(平成12年3月厚生省告示第191号)に規定する福祉事務所への協力義務について周知するとともに、福祉事務所への協力を要請すること。

(6)介護支援専門員(ケアマネージャー)

介護扶助と自立支援給付等との適用関係について、要保護者の居宅サービス計画等を作成する介護支援専門員に対しても周知を行うことは、適用関係事務を適切に行うとともに、適切な居宅サービス計画等を策定するためには有効であるため、介護扶助と自立支援給付等との適用関係について正しく理解してもらうよう適切に周知を行うこと。

第4 要介護認定等及び居宅介護支援計画等の作成について

3 居宅介護支援計画等について

(3)被保険者以外の者

ア 被保険者以外の者については、管内の指定居宅介護支援事業者等の一覧を要保護者に提示し、要保護者本人の意思により指定居宅介護支援事業者等を選択させた上で、介護券を発行し、居宅介護支援計画等の作成を委託して行うこと。

ウ 被保険者以外の者の介護扶助については、自立支援給付等の活用が可能であり、その優先的な活用を図った上で、なお必要とする介護サービスがある場合に行われるものであることから、居宅介護支援計画等の作成に当たっては、要保護者が自立支援給付等において利用するサービスの種類及び利用額等につき、自立支援給付等担当部局及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定相談支援事業者と連携して把握するとともに、指定居宅介護支援事業者等に対して情報提供を行うこと。